



大津市公報

令和4年7月15日
号外(第40号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

○ 監 査 委 員 告 示

- 8 大津市長からの監査の要求に係る監査の結果の公表について..... 1

監 査 委 員 告 示

大津市監査委員告示第8号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第6項及び第7項の規定により令和4年4月11日に大津市長から要求のあった監査を実施したので、その結果を同条第9項及び第10項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年7月15日

大津市監査委員 土 屋 薫
同 津 田 穂 積
同 山 本 久 子
同 浅 井 貴 博

大津市長からの監査の要求に係る監査の結果について

第1 監査の対象

1 監査対象事項

- (1) 本市が社会福祉法人大津市社会福祉協議会に対して交付した次に掲げる補助金に係る本市の事務執行について
 - ア 大津市社会福祉協議会運営事業補助金(平成26年度から平成28年度まで)
 - イ 大津市社会福祉協議会事業費補助金(平成29年度から令和2年度まで)
 - ウ 大津市社会福祉協議会地域福祉ふれあい事業補助金(平成28年度から令和2年度まで)
 - エ 小規模法人のネットワーク化による協働推進事業補助金(平成30年度)
- (2) 前号に掲げる補助金に係る社会福祉法人大津市社会福祉協議会の出納その他の事務の執行について

2 監査対象者

- (1) 福祉子ども部(現・福祉部)福祉政策課・・・補助金交付事務担当所属(上記ア、イ、ウ)
- (2) 福祉子ども部(現・福祉部)福祉指導監査課・・・補助金交付事務担当所属(上記エ)
- (3) 社会福祉法人大津市社会福祉協議会・・・補助金交付対象者

第2 監査の期間

令和4年4月11日から同年7月6日まで

第3 監査の方法及び着眼点

1 監査の方法

今回の監査は、監査対象とした事務等が適正に行われているかなどについて次のような着眼点から監査を行った。また、監査に当たっては、関係書類等を検査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

2 監査の着眼点

- (1) 補助事業の実施に当たって、補助金交付基準等に沿って適正に執行されていたか。
- (2) 社会福祉法人大津市社会福祉協議会が補助金交付申請書及び実績報告書等を適正に作成していたか、福祉政策課及び福祉指導監査課が社会福祉法人大津市社会福祉協議会から提出された交付申請書及び実績報告書等を適正に審査し、交付決定及び交付確定を行っていたか。
- (3) 補助金交付対象者及び補助金交付事務担当所属のチェック体制はどのようになっていたか。

第4 監査の結果

1 表記の前提

- (1) 補助金交付対象者である「社会福祉法人大津市社会福祉協議会」・・・以下「市社協」という。
 - (2) 事業を実施する各学区社会福祉協議会・・・以下「学区社協」という。
 - (3) 補助金交付事務担当所属である「福祉子ども部(現・福祉部)福祉政策課及び福祉指導監査課」・・・以下「福祉政策課」及び「福祉指導監査課」という。
- 2 大津市社会福祉協議会運営事業補助金(平成26年度から平成28年度まで)

(1) 平成26年度

市社協からの実績報告書提出日 平成27年4月21日
 大津市の補助金確定日 平成27年5月11日
 補助金確定額 112,889,426円

ア 地域福祉活動充実補助金について

当該事業は、学区社協に対し地域福祉活動が効果的に実施されることを目的とする経費の助成である。
 学区社協育成費

実績報告書 141,943世帯×@50円=7,097,150円 《世帯数の誤り》
 正しい算定 141,497世帯×@50円=7,074,850円

返還額 22,300円

大津市の交付基準 @50円×世帯数

市社協の交付基準 均等割25,000円+@70円×自治会加入世帯数

(7) 実績報告書には市社協が各学区社協に交付した金額の明細書が添付されており、交付された総額は7,184,740円である。この資料を見れば、大津市の交付基準と市社協の交付基準が異なっていることは明らかである。

(イ) 世帯数の根拠資料が添付されていない。

(ロ) 福祉政策課において、世帯数の確認ができていなかったと思われる。

平成26年度 返還額 22,300円

(2) 平成27年度

市社協からの実績報告書提出日 平成28年4月28日
 大津市の補助金確定日 平成28年5月11日
 補助金確定額 116,094,617円

ア 地域福祉活動充実補助金について

学区社協育成費

実績報告書 7,137,490円 《世帯数の記載なし》
 正しい算定 142,740世帯×@50円=7,137,000円

返還額 490円

大津市の交付基準 平成26年度と同じ。

市社協の交付基準 平成26年度と同じ。

(7) 実績報告書の事業費明細表には7,137,490円の金額のみが記載されており、世帯数×@50円の算定根拠が記載されていない。

(イ) 7,137,490円は、市社協の交付基準により各学区社協に交付された総額である。

(ロ) 7,137,490円を大津市の交付基準である@50円で割り戻すと、142,749.8世帯と整数で割り切れず、大津市の交付基準と異なった金額であることは明らかである。

(ハ) 世帯数の根拠資料が添付されていない。

(ニ) 福祉政策課において、世帯数の確認ができていなかったと思われる。

イ その他

市社協追悼事業について、実績報告書に収支明細書が添付されているが、収入の部の決算額にいずれも誤った金額が記載されていた(補助金の額には影響しない。)

平成27年度 返還額 490円

(3) 平成28年度

市社協からの実績報告書提出日 平成29年4月3日
 大津市の補助金確定日 平成29年5月19日
 補助金確定額 123,519,659円

ア 地域福祉活動充実補助金について

学区社協育成費

実績報告書 7,217,500円 《世帯数の記載なし》
 正しい算定 144,143世帯×@50円=7,207,150円

返還額 10,350円

大津市の交付基準 平成26年度と同じ。

市社協の交付基準 均等割30,000円+@70円×自治会加入世帯数

(7) 実績報告書の事業費明細表には7,217,500円の金額のみが記載されており、世帯数×@50円の算定根拠が記載されていない。

- (イ) 7,217,500円を大津市の交付基準である@50円で割り戻すと144,350世帯となるが、この世帯数の根拠は確認できない。
- (ロ) 市社協の交付基準により各学区社協に交付された総額は7,262,890円であり、上記の金額とは一致しない。
- (エ) 世帯数の根拠資料が添付されていない。
- (オ) 福祉政策課において、世帯数の確認ができていなかったと思われる。

イ 学区社協追悼事業について

当該事業は、各学区社協が実施する戦没者追悼事業に対する経費の助成である。

実績報告書 1,807柱×@150円=271,050円

正しい算定 1,521柱×@150円=228,150円

返還額 42,900円

大津市の交付基準 @150円×柱数

市社協の交付基準 均等割10,000円+@100円×柱数

- (ア) 実績報告書に記載されている1,807柱の根拠は確認できない。
- (イ) 市社協から各学区社協へ交付した金額は282,100円 (@10,000円×13学区+@100円×1,521柱)である。
- (ロ) 前年度までは実績報告書に各学区社協から「追悼事業に対する報告及び助成金の請求書」が添付されており、大津市の交付基準と市社協の交付基準が異なっていることは明らかである。
- (エ) 実績報告書には上記資料は添付されておらず、各学区社協へ交付した金額が記載された資料のみが添付されていた。
- (オ) 大津市の補助金交付基準となる柱数の把握、確認ができていなかったと思われる。

ウ 市社協事務局維持経費について

- (ア) 実績報告書に添付されている「ネットワーク端末リース、保守、回線使用料等費用一覧表」の合計金額が一致しなかった。記載されている合計金額は3,692,046円であるが、各項目を合計すると4,663,335円で、971,289円多い。

このことを市社協に確認したところ、一覧表のExcel計算式の一部に誤りがあり、合計金額は4,663,335円で、正しく実績報告がされていれば、この金額が補助対象となったものである。

- (イ) 市社協、福祉政策課の双方において、合計金額のチェックがなされていない。

エ 市社協追悼事業について

実績報告書の事業費明細書に記載されている費目別の小計金額に誤りがあった。

消耗品費 記載金額 109,234円 ⇒ 正しい金額 119,234円 (1万円増)

賃借料 記載金額 32,786円 ⇒ 正しい金額 22,786円 (1万円減)

(補助金の額には影響しない。)

オ 行方不明者搜索活動見舞金について

当該事業は、市民が行方不明になり搜索活動が実施された場合の搜索活動見舞金に係る経費の助成である。

実績報告書に添付されている資料で確認できるのは、各学区社協に交付された金額のみであった。前年度までは、いつ、どこで、どのような搜索が行われたかを記載された学区社協からの交付請求書の写しが添付されていた。

平成28年度 返還額 53,250円

2の返還額合計 76,040円

3 大津市社会福祉協議会事業費補助金(平成29年度から令和2年度まで)

(1) 平成29年度

市社協からの実績報告書提出日 平成30年3月31日

大津市の補助金確定日 平成30年3月31日

補助金確定額 126,233,277円

ア 法人運営事業補助金(事務局維持に関わる事業)について

実績報告書 221,987円 《電話機交換による負担金の記載誤り》

正しい算定 221,654円

返還額 333円

イ 法人運営事業補助金(人件費)について

実績報告書 108,593,081円 《退職給与引当金の重複計上及び法定福利費の計算誤り》

正しい算定 108,540,904円

返還額 52,177円

市に提出された人件費総額一覧表と資金収支計算書の合計が合致しないところが確認され、5人の金額に誤りがあった。

ウ 企画推進事業補助金（市社協追悼事業）について

当該事業は、市社協が実施する無縁仏追悼法要及び戦没者追悼法要に係る経費の助成である。

実績報告書 128,337円 《対象外経費の算入》

正しい算定 126,177円（顕彰碑お供え2,160円を除く。）

返還額 2,160円

大津市の交付基準 上限額 208,000円

市社協顕彰碑法要は市社協の運営に貢献した者や大口寄附をした者を顕彰しており、市社協の独自事業であるため、関連経費は補助金の対象外とすべきである。平成30年度と令和元年度も同様である。平成26年度と平成27年度は対象となる項目がなく、平成28年度と令和2年度は対象外としている。

エ 地域支援事業補助金（活動推進事業）について

当該事業は、学区社協会長が参加する市社協主催の視察研修に係る経費の助成である。

実績報告書 30人×@30,000円=900,000円 《参加者数の誤り》

正しい算定 27人×@30,000円=810,000円

返還額 90,000円

大津市の交付基準 参加学区社協会長数×@30,000円

市社協の実績報告 参加人数に学区社協会長以外の者を含めていた。

市社協において補助対象が学区社協会長であることの認識がなかったこと、また、事業の精算書が実績報告書に添付されておらず、福祉政策課において精算書及び参加者の確認を怠ったことが原因と思われる。

オ 地域支援事業補助金（学区社協追悼事業）について

実績報告書 1,807柱×@150円=271,050円

正しい算定 1,521柱×@150円=228,150円

返還額 42,900円

大津市の交付基準 平成28年度と同じ。

市社協の交付基準 平成28年度と同じ。

算定根拠や誤った原因等については平成28年度と同様である。

カ その他

本市の平成29年度の改正により、補助金交付基準が、法人運営事業補助金、企画推進事業補助金、地域支援事業補助金、生活支援事業補助金の4区分となり、それぞれ事業費と人件費に区分されたが、市社協から市に提出された実績報告書は給与台帳に基づき個人ごとの支出額を補助金一覧表の決算額に転記し、各個人の担当事務の財源に応じて算定し、残りを補助対象経費として申請しているため、交付基準の区分ごとの人件費の額は算定されていない。なお、令和2年度は個人別の人件費総額が上記4区分と財源内訳に区分された一覧表に整理され、明確になっている。

平成29年度 返還額 187,570円

(2) 平成30年度

市社協からの実績報告書提出日 平成31年3月31日

大津市の補助金確定日 平成31年3月31日

補助金確定額 127,046,184円

ア 企画推進事業（市社協追悼事業）について

実績報告書 188,473円 《対象外経費の算入》

正しい算定 126,313円（導師謝礼50,000円、塔婆筆耕料10,000円、顕彰碑お供え2,160円を除く。）

返還額 62,160円

大津市の交付基準 平成29年度と同じ。

(7) 実績報告額の経費の内訳は、導師謝礼、塔婆代、塔婆筆耕料、寺院借上料、お供え、供花、参加者供養品、案内状、設営物品等であるが、導師謝礼と塔婆筆耕料は他の年度は対象外となっており、整合性がないため対象外とすべきである。

(4) 市社協顕彰碑法要を対象外とすべき理由は、平成29年度と同様である。

イ 地域支援事業補助金（活動推進事業）について

実績報告書 989,796円 《全ての経費を計上》

正しい算定 23人×@30,000円=690,000円

返還額 299,796円

大津市の交付基準 平成29年度と同じ。

市社協の実績報告 要した費用全額を計上しており、参加人数に学区社協会長以外の者を含めていた。

誤った原因は、平成29年度とおおむね同様である。

ウ 地域支援事業補助金(学区社協追悼事業)について

実績報告書 1,807柱×@150円=271,050円

正しい算定 1,521柱×@150円=228,150円

返還額 42,900円

大津市の交付基準 平成28年度と同じ。

市社協の交付基準 平成28年度と同じ。

算定根拠や誤った原因等については、平成28年度と同様である。

平成30年度 返還額 404,856円

(3) 令和元年度

市社協からの実績報告書提出日 令和2年3月31日

大津市の補助金確定日 令和2年3月31日

補助金確定額 131,428,677円

ア 企画推進事業(市社協追悼事業)について

実績報告書 47,713円 《対象外経費の算入》

正しい算定 46,293円 (顕彰碑お供え1,420円を除く。)

返還額 1,420円

大津市の交付基準 平成29年度と同じ。

対象外とすべき理由は、平成29年度と同様である。

イ 地域支援事業補助金(活動推進事業)について

実績報告書 863,285円 《参加者全員で積算した上限額とした経費》

正しい算定 25人×@30,000円=750,000円

返還額 113,285円

大津市の交付基準 平成29年度と同じ。

市社協の実績報告 全参加者29人×@30,000円を上限として積算

誤った原因は、平成29年度とおおむね同様である。

ウ 地域支援事業補助金(学区社協追悼事業)について

実績報告額 276,800円 (@10,000円×13学区+@100円×1,468柱)

正しい算定 1,468柱×@150円=220,200円

返還額 56,600円

大津市の交付基準 平成28年度と同じ。

市社協の交付基準 平成28年度と同じ。

(7) 実績報告書の一覧表では13学区に277,900円を支払ったとなっているが、令和2年4月の精算により最終の支出額(補助対象額)は276,800円であることが確認できた。

(イ) 誤った原因については、平成28年度と同様である。

エ その他

人件費総額の変更はないが補助金一覧表に誤りのあることが判明した(いずれも自主財源内となり、補助金の額には影響しない。)

令和元年度 返還額 171,305円

(4) 令和2年度

市社協からの実績報告書提出日 令和3年3月31日

大津市の補助金確定日 令和3年3月31日

補助金確定額 122,964,193円

ア 地域支援事業補助金(学区社協追悼事業)について

実績報告書 185,600円 (@10,000円×8学区+@100円×1,056柱)

正しい算定 1,056柱×@150円=158,400円

返還額 27,200円

大津市の交付基準 平成28年度と同じ。

市社協の交付基準 平成28年度と同じ。

誤った原因については、平成28年度と同様である。

令和2年度 返還額 27,200円

3の返還額合計 790,931円

2及び3の返還額合計 866,971円

4 大津市社会福祉協議会地域福祉ふれあい事業補助金（平成28年度から令和2年度まで）

当該事業は、各学区社協が主体となり地域の住民や専門機関が協力して実施する地域の一人暮らし高齢者に対するふれあい給食サービス事業に対する市社協への助成である。

いずれの年度においても、補助金の返還となる事実は見られなかった。

大津市の交付基準 市社協が地域福祉ふれあい事業として実施するふれあい給食サービス事業に要する費用のうち、学区社協に対するふれあい給食推進事業補助金の合計。補助率は3分の1で、残り3分の2は共同募金を財源としている。

市社協の交付基準 ふれあい給食サービス事業を実施する市内学区社協に対して、給食費として@400円×食数（検食1食/回を含む。）と資材費として1学区年間5,000円を交付。回数は各月1回。計画人数に対し実績人数が下回った場合は学区社協はその減員分の補助金を返還しなければならないが、計画人数の1割の範囲内の減員で、かつ事業費支出の合計が補助金額を上回る場合は返還を免除する（いわゆる「1割ルール」）。

(1) 平成28年度

市社協からの実績報告書提出日 平成29年4月26日

大津市の補助金確定日 平成29年5月9日

補助金確定額 2,216,200円

ア 支出

学区社協から一部返還があり、全体として学区社協の実績報告額が市の補助金の交付決定額を下回ったため、市に返還している。

イ その他

学区社協から提出される実施報告書の対象者数と事業収支精算書の市社協補助金の内訳欄の人数に検食が含まれているかが明確でない学区がみられた。

(2) 平成29年度

市社協からの実績報告書提出日 平成30年3月31日

大津市の補助金確定日 平成30年3月31日

補助金確定額 2,211,000円

ア 支出

学区社協からの返還はなかったが、学区社協の実績報告額が市の交付決定額を超えたため、共同募金で3分の2とは別に補填している。

イ その他

平成28年度と同じ。

(3) 平成30年度

市社協からの実績報告書提出日 平成31年3月31日

大津市の補助金確定日 平成31年3月31日

補助金確定額 2,198,000円

ア 支出

学区社協から一部返還があり、全体として学区社協の実績報告額が市の補助金の交付決定額を超えたため、共同募金で3分の2とは別に補填している。

イ その他

平成28年度と同じ。

(4) 令和元年度

市社協からの実績報告書提出日 令和2年3月31日

大津市の補助金確定日 令和2年3月31日

補助金確定額 2,198,000円

ア 支出

学区社協の実績報告額が市の交付決定額を超えたため、共同募金で3分の2とは別に補填している。

イ その他

令和元年度は市社協が実績報告書に添付して提出している事業精算書と実施報告一覧表が前年度までと大きく変更され、学区社協から市社協への交付申請金額、申請食数、報告食数、返還対象食数、精算

後補助金額等が不明なため、事業全体や本市の補助金額との関係がわかりにくい。

このことを市社協に確認したところ、平成28年度から平成30年度までは、本市への補助金実績報告時には、市社協の各学区社協への補助金交付要綱により「1割ルール」に基づき返還があった学区だけ減額して報告していたが、令和元年度以降は、福祉政策課との協議により、本市への実績報告では「1割ルール」は考慮せず、実際に提供した検食を含む実食数を実績報告しているとのことであった。

令和元年度は学区社協からの返還が5学区あったが、学区社協から3月末に提出された事業収支精算書にこのことが反映されていない。

このことを市社協に確認したところ、事業が原則3月まで実施されるため、学区によって精算方法が異なり、決算期間を設けていない学区は返還が生じた場合、翌年度の交付申請時の収支予算書の支出に返還金を計上するか、収入に前年度返還金を控除して補助金額を相殺している学区もあるとのことであった。

このことは、市の補助金交付基準と市社協の学区社協に対する補助要綱が異なっているため、学区で1割を超える減員となった場合に、本市の事業実施年度において、本市が市社協に交付した金額と市社協が各学区社協に交付した金額に差が生じていることになる。

(5) 令和2年度

市社協からの実績報告書提出日	令和3年3月31日
大津市の補助金確定日	令和3年3月31日
補助金確定額	1,753,000円

ア 支出

新型コロナウイルス感染症が拡大したため計画どおり実施することができなかった学区社協が多く、25学区中18学区が返還となり、全体として学区社協の実績報告額が本市の補助金の交付決定額を下回ったため、市に返還している。

イ その他

令和2年度から様式6-1の各学区社協からの実施報告書の様式が変更され、対象者数と検食数を別に記載するようになったが、学区によっては旧様式を使用し、検食数を含むかどうかが不明確な場合がある。様式6-2の事業収支精算書の内訳欄の人数根拠も「検食含」と記載されていない学区があり、検食数について不明確な学区が多い。

5 小規模法人のネットワーク化による協働推進事業補助金(平成30年度)

当該事業は、地域共生社会の実現に向け、小規模な社会福祉法人等による地域貢献事業の推進を図るため、複数法人が参画するネットワークを構築し、ネットワーク参画法人による協働事業の試行及びこれらの事業の実施に必要な合同研修や人事交流等の取組を推進することを目的とし、国庫補助対象経費の10分の10を助成する事業である。

補助金の返還となる事実は見られなかった。

市社協からの実績報告書提出日	平成31年3月31日
大津市の補助金確定日	平成31年3月31日
補助金確定額	3,000,000円

(1) 子どもたちの居場所づくりについて

交付申請時の予算には計上されておらず、年度末に未執行分を流用して教材備品が購入されているが、補助事業の期間内には、ほとんど使用されていない(購入金額225,376円)。

第5 意見

監査の結果、不適切な事務執行により社会福祉法人大津市社会福祉協議会に対する補助金の算定に多数の誤りが見られ、合計866,971円の補助金の返還が判明したことは大変遺憾である。今後は、補助金交付事務について、補助金の交付を受ける事業実施者である市社協はもちろんのこと、補助金交付事務を審査し決定する担当課である福祉部福祉政策課においても、内部統制の観点から、不適切な事務執行の発生を未然に防止し、市民から信頼される市政の実現を目指すとともに、事務の適正性を確保するための事務執行の対策を実施されたい。また、補助金の交付に当たっては、本市が平成24年12月に策定した「大津市補助制度適正化基本方針」に基づき補助金交付基準の見直しを行い、適正な事務の執行に努められたい。

適正な補助金交付事務の執行に当たり、改善を要する事項として、次のとおり意見を付す。

1 補助金交付基準に係る二重基準の見直しについて

今般の事案が発生した原因の一つは、本市の市社協に対する補助金交付基準と市社協の学区社協に対する補助金交付基準が異なっているため、補助金の流れが複雑になっていたことであると考えられる。

現在、補助金の交付基準が異なっている事業は以下の3事業である。

(1) 事業費補助金のうち、地域支援事業の「育成費助成事業」(学区社協育成費助成事業)

- (2) 事業費補助金のうち、地域支援事業の「学区社会福祉協議会追悼事業」(学区社協追悼事業)
- (3) 地域福祉ふれあい事業(学区社会福祉協議会ふれあい給食サービス事業)

いずれも市社協が本市から交付を受けた補助金を学区社協に補助する「間接補助」であり、補助基準が異なることは適切でないため、担当課の福祉政策課と事業実施者の市社協で協議を行い、補助金交付基準を統一されたい。

2 実績報告書等の正確な作成及び交付確定等における適正な審査について

監査の結果、実績報告書及び添付書類に不適切な事務の執行が多数見られ、実績報告書を作成する市社協の確認と補助金を交付する福祉政策課の審査がともに不十分であったことが判明した。今般の事案が発生した主な原因は、市社協は決算事務と並行して学区社協からの報告を取りまとめ、多くの項目に係る実績報告書を年度末までに作成する必要がある、多忙を極める中で十分な確認ができなかったこと、また、福祉政策課も提出された実績報告書に係る多くの関係書類の審査が必要であり、両者ともに確認する時間が不足していたことであると考えられる。

今後は、市社協は実績報告書等を正確に作成し、福祉政策課は実績報告書等を適正に審査する必要があることから、以下のことを提案する。

(1) 必要書類チェックリストの作成

福祉政策課は市社協と協議し、実績報告書に添付する必要書類を定め、チェックリストを作成する。市社協はチェックリストに基づき、必要書類を確認添付して実績報告書を作成する。福祉政策課はチェックリストに基づき必要書類が添付されていることを確認し、関係書類を含め適正に審査する。

(2) 事業ごとに学区社協から事業完了後速やかに実施報告書の提出を求める。

事業費補助金は4区分がそれぞれ事業費と人件費に区分され、事業費はさらに複数の項目があるため、これらを全て年度末に一括して実績報告書を提出するためには膨大な作業が必要となる。したがって、市社協は、事業ごとに個別に判断し、特に集約に時間を要する学区社協への間接補助事業は年度末ではなく事業完了後1か月以内に実施報告書の提出を求めることで、実績報告書の作成を早期に完了させることができる。さらに、事業ごとに完了した時点で福祉政策課の担当者に事前に確認を求めることで、年度末の書類審査をスムーズに行うことができる。

(3) チェック体制の充実と確認の徹底

市社協は実績報告書等を作成するに当たり、また、福祉政策課は実績報告書等を審査するに当たり、それぞれ担当者と副担当者によるダブルチェック体制を整え、複数による確認を徹底する。

3 福祉政策課と市社協との意思疎通の強化について

今般の事案が発生した原因の一つは、市社協において交付基準ではなく交付決定額上限まで執行できるといった誤った認識があったことであると考えられる。

したがって、福祉政策課は市社協に対して補助金交付の基本的な仕組みや交付基準などを年度当初に説明し、市社協は福祉政策課に対して学区社協への補助金の流れを説明するなど、共通認識を図ることが重要である。

このことは、人事異動等によって双方の担当者が変わった場合にも有効である。

市社協は本市の福祉政策全般を協働して推進する欠かせない存在であり、市民との関係において身近な実施機関として日々尽力されている。このことを踏まえ、両者は当該補助事業に限らず、様々な案件について日頃から協議や意見交換を行い、意思疎通や情報共有を図り、本市の福祉行政が円滑に推進されることが望まれる。

参考資料

大津市社会福祉協議会運営事業補助金に係る年度別・項目別一覧表

： 錯誤

補助金交付基準							平成26年度	平成27年度	平成28年度
H26.4制定	ア 大津市社会福祉協議会運営事業補助金								
H27.4一部改正	(1) 自主事業実施に係る経費								
		・他の収入で経費の負担がない事業費の10/10の額					250,000	410,000	762,000
	(2) 大津市社会福祉協議会の人件費に係る経費								
		・他の補助金等で経費の負担がない人件費の10/10の額					94,408,005	99,563,312	106,688,644
	(3) 学区社協セミナーの経費								
		・140,000円					140,000	140,000	140,000
	(4) 地域福祉活動充実補助金の経費								
		・@50円×世帯数					7,097,150	7,137,490	7,217,500
	(5) 事務局維持に係る経費								
		・事務局維持に係る経費の10/10の額					9,658,121	7,523,549	7,425,629
	(6) 追悼事業の経費								
		・無縁仏追悼事業 128,000円					128,000	121,081	144,836
		・戦没者追悼事業 80,000円					80,000	67,285	0
		・学区社会福祉協議会追悼事業 269,250円 (27年度~@150円×柱数)					228,150	261,900	271,050
	(7) 学区社会福祉協議会が参加する研修事業の経費								
		・1学区当たり 30,000円					900,000	870,000	870,000
	※上記(1)~(7)のそれぞれの金額を上限とし、予算の範囲の額とする。								
	計						112,889,426	116,094,617	123,519,659

大津市社会福祉協議会事業費補助金に係る年度別・項目別一覧表

: 錯誤

補助金交付基準									令和2年度
R2.4一部改正	イ 大津市社会福祉協議会事業費補助金								
	1法人運営事業								
		(1)事務局維持に関わる事業経費の10/10の額							4,650,555
		(2)他の補助金等で経費の負担がない人件費の10/10の額							46,300,781
		(主に、法人の運営に関わるものに対する人件費)							
	2企画推進事業								
		(1)他の収入で経費の負担がない事業費 208,000円							25,820
		(主に、社協追悼事業に関わる事業費)							
		(2)他の補助金等で経費の負担がない人件費の10/10の額							9,522,695
		(主に、ボランティア事業に関わるものに対する人件費)							
	3地域支援事業								
		(1)他の収入で経費の負担がない事業費							
		(主に、学区社会福祉協議会に関する事業費)							
		●活動推進事業 1学区当たり 30,000円							0
		●活動セミナー事業 140,000円							0
		●育成費助成事業 @50円×世帯数							7,305,330
		●学区社会福祉協議会追悼事業 @150円×柱数							185,600
		●ブロック育成事業 1学区当たり 30,000円							80,970
		(2)他の補助金等で経費の負担がない人件費の10/10の額							11,496,466
		(主に、地域支援事業に関わるものに対する人件費)							
	4生活支援事業								
		(1)他の収入で経費の負担がない事業費							0
		(主に、生活支援事業に関わる事業費)							
		(2)他の補助金等で経費の負担がない人件費の10/10の額							43,395,976
		(主に、自立支援事業に関わるものに対する人件費)							
		※上記1～4のそれぞれの金額を上限とし、予算の範囲の額とする。							
		計							122,964,193

大津市社会福祉協議会地域福祉ふれあい事業補助金・小規模法人のネットワーク化に係る協働事業補助金に係る年度別一覧表

補助金交付基準					平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	ウ 大津市社会福祉協議会地域福祉ふれあい事業補助金								
		計			2,216,200	2,211,000	2,198,000	2,198,000	1,753,000

補助金交付基準						平成30年度		
	エ 小規模法人のネットワーク化に係る協働推進事業補助金							
		計					3,000,000	